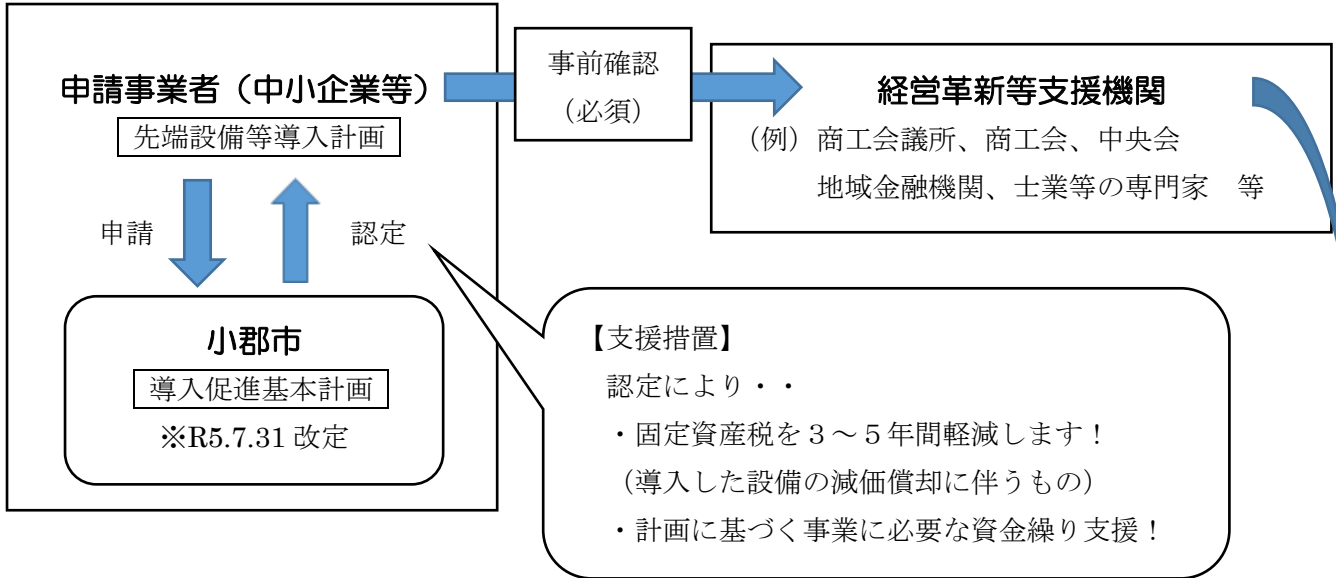


先端設備等導入計画の受付を開始します！（中小企業等経営強化法関係）

減価償却に係る固定資産税が軽減されます！！

【先端設備等導入計画の手続き】



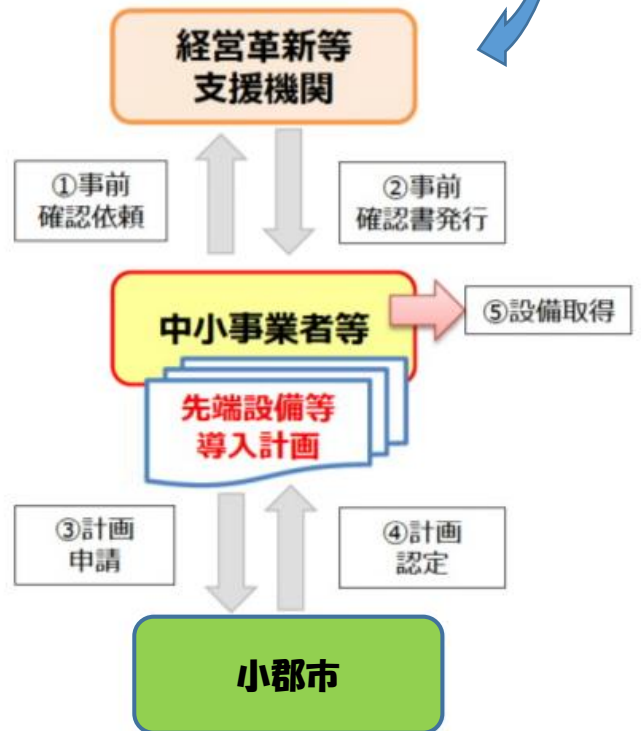
○認定を受けられる「中小企業者」の規模
(中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

注: 税制支援は、「1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等」です！

○先端設備等導入計画の認定フロー



○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3・4・5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ○算定式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備等 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア※1
計画内容	○基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること。 ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 ○認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること。

※1：ソフトウェアは先端設備等導入計画の対象設備ですが、固定資産税の特例措置については対象外です。

【その他の要件】

- ・人員削減を目的とした計画ではないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・公序良俗に反する事業でないこと。
- ・市長が計画の認定を不相当と認める事業でないこと。

○固定資産税の特例について

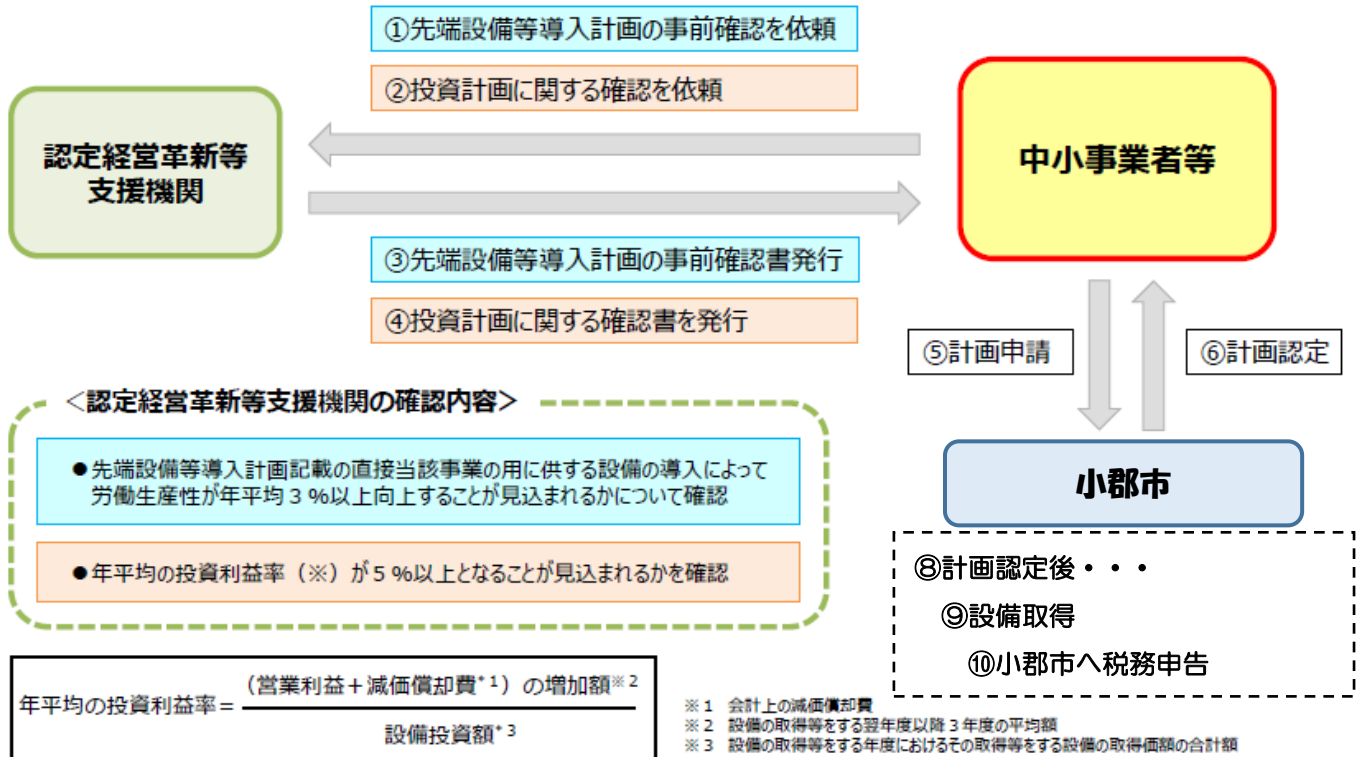
先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格)】 ◆機械装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物付属設備※1(60万円以上)
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること／中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準額を3年間に限り、1/2に軽減。 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備:5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備:4年間

※1：建物付属設備については、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

固定資産税の特例について（スキーム図①）

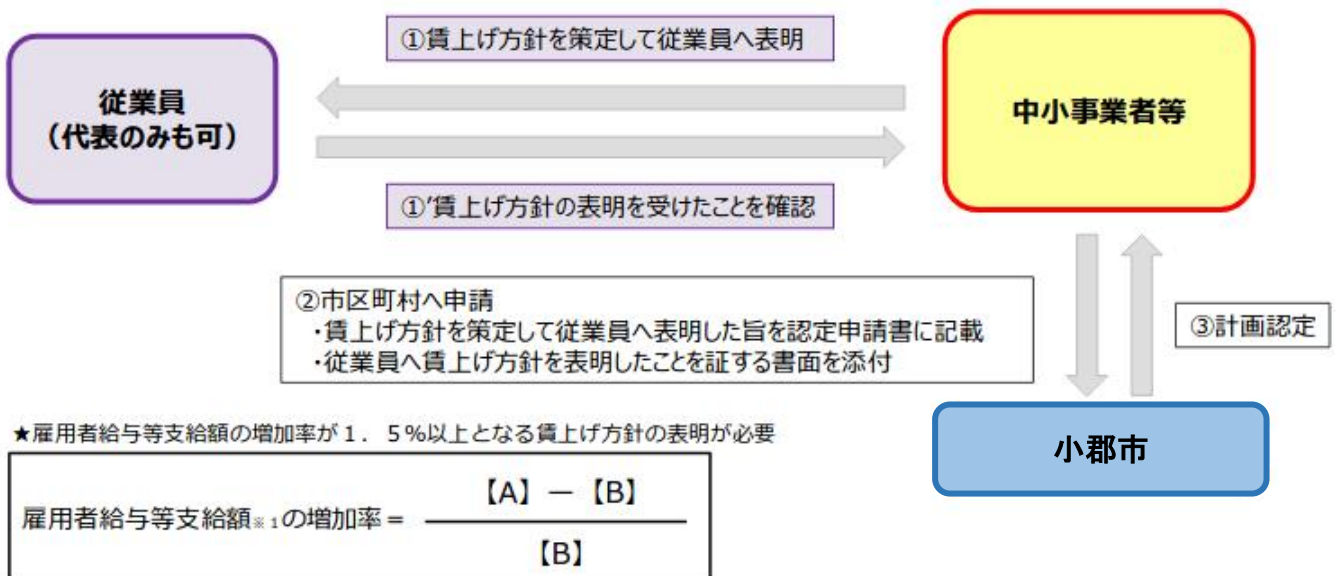
～投資利益の要件について～



固定資産税の特例について（スキーム図②）

～賃上げ方針の表明について～

→ 賃上げ方針を表明し、1/3に軽減される措置を受けたい場合



（※1）適用年度の所得の金額の計算上納金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

[A] 計画認定の申請日の属する事業年度_{※2}又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

（※2）令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

[B] 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。(変更申請により設備を追加する場合も同様です。)

○設備取得と計画認定のフロー

